

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 23 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた障害給付金等に係る
障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長について

標記について別添のとおり厚生労働省年金局事業管理課長より日本年金機構年金給付事業部門担当理事宛て連絡されたところであることから、貴管下の確定給付企業年金基金及び事業主の指導等に特段の御配慮を賜りたい。



事務連絡
令和2年4月22日

日本年金機構年金給付事業部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた障害基礎年金、障害厚生年金等に係る障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長について

障害の程度の診査が必要な障害基礎年金、障害厚生年金等の受給権者等（以下「受給権者等」という。）は、厚生労働大臣が指定した年における誕生日の属する月の末日（以下「提出期限」という。）までに、障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書（以下「障害状態確認届」という。）を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出しなければならず、この提出がないときは、障害基礎年金、障害厚生年金等の支払が一時差止めとなる。

他方で、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年4月16日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要」であり、「外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが・・・重要である。」と指摘されているところであり、治療の観点からは急を要さない障害状態確認届の取得等のみを目的とした受診を回避する必要がある。

このため、後日、厚生労働大臣告示により、障害状態確認届の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者等については、提出期限をそれぞれ1年間延長する予定である。今般の障害状態確認届の提出期限の延長に伴う具体的な事務の取扱いは、下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、市町村に対しては、地方厚生（支）局を通じて連絡することとしていることを申し添える。

記

1. 障害状態確認届の提出期限の延長の具体的内容

①対象者

障害状態確認届の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者等

②延長後の提出期限

現在の提出期限の1年後

③対象地域

全国（海外に居住する受給権者等も含む）

④周知方法等

機構においては、提出期限が令和2年7月末日から令和3年2月末日までにある受給権者等に対しては、当該提出期限前の障害状態確認届様式の送付は行わず、それに代えて、障害状態確認届の提出期限が1年間延長されたこと、及び延長後の提出期限前に障害の程度が悪化した場合は診断書を添えて額改定請求（増額改定請求）を行えることを個別に案内すること。

2. 既に機構より障害状態確認届様式を送付している対象者への対応

今般の延長措置の対象者のうち、障害状態確認届の提出期限が令和2年2月末日から令和2年6月末日までの間にある受給権者等については、既に機構より障害状態確認届様式を送付し、多くの受給権者等から障害状態確認届の提出を受けている。このため、当該受給権者等については、以下の対応を行うこととする。

①障害状態確認届を提出した受給権者等への対応

提出を受けた障害状態確認届は機構において審査を行い、障害等級の判定を行う。判定の結果に応じて、以下の措置を講じる。

ア. 障害等級継続又は増額改定と判定された場合

障害等級継続又は増額改定と判定された場合は、延長前の提出期限の属する月の翌月分から当該判定結果を反映すること。

イ. 減額改定又は支給停止と判定された場合

減額改定又は支給停止と判定された場合は、延長後の提出期限を適用することとし、延長前の提出期限の翌日から起算して3か月を経過した日の属する月分からの減額改定又は支給停止は行わないこと。

②障害状態確認届が未提出である受給権者等への対応

機構においては、障害状態確認届の提出期限が令和2年2月末日から令和2年6月末日までの間にある受給権者等のうち、障害状態確認届が未提出である受給権者等に対しては、今般の障害状態確認届の提出期限の延長の内容を個別に案内すること。

また、機構においては、ホームページ等を通じて、速やかに、今般の障害状態確認届の提出期限の延長の内容の周知を図ること。

3. その他

① 昭和60年改正法による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく障害年金の受給者についても、1. 及び2. と同様の取扱いを行うこと。

② 特別障害給付金の受給資格者についても1. と同様の取扱いを行うこと。

③ 令和元年厚生労働省告示第百六十号（令和元年台風第19号に伴う災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件）により提出期限が令和2年3月31日に延長された受給権者等については、従前の提出期限が令和2年3月31日だったものとして、1. 及び2. の取扱いを適用すること。